

■試験のために改造や試作された自転車の事例

実技試験に使用する自転車は、「受験案内」、「受験者心得」に記載しているように市販のものに限ります。試験のために改造や試作された自転車を持参した場合は、受験できない、又は不合格となります。改造や試作された自転車に相当する事例を本年から紹介します。

①ハブ軸長さ及び組付け仕様が不適



JIS D 9301 (一般用自転車)で突起物は、「おねじが締付け相手部分(ナット面など)から、ねじの外径以上に長く突き出してはならない。」と規定があります。

普通、ワッシャーを3枚使用することではなく、このハブの仕様及び組付け仕様は、改造や試作に相当します。

ハブ軸キャップの有無は、審査していませんが、不適切と思われる部品仕様については不合格にします。

②前後でリム仕様が異なるため不適



前輪がダブルウォールリムで、後輪がシングルウォールリムの仕様です。正規仕様は、前後共にダブルウォールとされますが、後輪の仮組のやり易さからシングルウォールに変更しています。

後輪組立を何度もして、リムが変形し同じリムが入手できない場合は前後リムが似た形状なら認めています。

シングルウォールとダブルウォールでは、似た形状のリムと認めません。

